

京都市告示第389号

建築物に係るエネルギーの使用の合理化等の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱの第2に規定する、建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものについて、次のように定め、告示します。

平成24年12月28日

京都市長 門川大作

- 1 CASBEE京都（京都市地球温暖化対策条例第57条に規定する建築環境総合性能評価システムをいう。以下同じ。）における標準システムの建築物の環境効率BEEのランクがA以上である建築物
- 2 CASBEE京都における独自システムの重点項目への取組度がいずれも3以上である建築物

（都市計画局建築指導部建築審査課）